

明德館ビル自家用電気工作物保安管理業務委託 特記仕様書

1 契約対象自家用電気工作物の概要

1) 契約対象自家用電気工作物の概要は、次のとおりとする。

- (1) 事業場の名称 明德館ビル
- (2) 事業場の所在地 秋田市中通二丁目1番51号
- (3) 需要設備
 - (イ) 受電電圧 6, 600V
 - (ロ) 設備容量 1425kVA
- (4) 非常用予備発電装置
 - (イ) 発電機定格容量 300kVA
 - (ロ) 発電機定格電圧 6, 600V
 - (ハ) 原動機の種類 内燃機関

2 委託業務の内容

1) 乙が実施する保安管理業務は、2) 及び3) を除き次の各号によるものとする。

- (1) 電気工作物の保安管理業務を実施する者（以下「保安業務担当者」という。）は、甲の定める保安規程に基づき、保安管理業務を自から実施するものとする。
- (2) 保安管理業務は別に定める、保安業務担当者が実施するものとする。
- (3) 電気工作物の維持及び運用について、定期的な点検、測定及び試験を別紙「自家用電気工作物の点検仕様書」とおりに行うほか、甲及びその従事者に日常点検等において異常等があったか否かの問診を行い、異常があった場合には、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがあるときは、修理、改造等の指示又は助言を行うものとする。
- (4) 電気工作物に事故・故障の発生や発生するおそれがある旨の連絡を、甲又はその従事者から受けた場合には、応急措置を指導するとともに、次のイからニまでに掲げる処置を行うものとする。
 - (イ) 現状の確認、送電停止、電気工作物の切り離し等に関する指示。
 - (ロ) 事故・故障の状況に応じた臨時点検。
 - (ハ) 事故・故障の原因が判明した場合は、再発防止対策に関する指示又は助言。
 - (ニ) 電気関係報告規則に基づく事故報告を行う必要がある場合は、その報告についての指示。
- (5) 低圧電路の絶縁状況の適確な監視が可能な装置を有する需要設備については、警報発生時（警報動作電流（設定の上限値は50mAとする。）以上の漏えい電流が発生している旨の警報（以下「漏えい警報」という。）を連続して5分以上受信した場合又は5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合をいう。以下同じ。）に次のイ及びロに掲げる処置を行うものとする。
 - (イ) 警報発生時の原因を調査し、その適切な処置を行う。
 - (ロ) 警報発生時の受信記録を3年間保存する。
- (6) 電気事業法第107条第3項に規定する立入検査の立会いを行う。
- (7) 電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、

その作成及び手続きを助言する。

(8) 電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査及び竣工検査に立会いして確認し、必要に応じそのとるべき措置を甲に助言する。

(9) 電気工作物の設置又は変更の工事について、甲の通知を受けて別紙「自家用電気工作物の点検仕様書」に定めるところにより工事期間中の点検を行い、報告するとともに、必要に応じてそのとるべき措置を甲に助言する。

2) 次の(イ)から(ニ)までに掲げる自家用電気工作物であつて、保安業務担当者の監督の下で点検が行われ、かつ、その記録が保安業務担当者に確認されているものに係る保安管理業務については、この限りでない。

このほか、乙は当該電気工作物の保安について、甲に対し助言を行なうことができるものとする。

(イ) 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な自家用電気工作物

(a) 取扱いが法令による電気主任技術者以外の特定の資格を要する漏電火災警報器、昇降機及び昇降路内の設備等

(b) 取扱いが特殊な専門技術を要するオートメーション化された工作機械群等

(c) 構造上内部点検のできない密閉型防爆構造の機器

(d) 建築基準法第12条第3項の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備

(e) 労働安全衛生法第45条第2項の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械

(ロ) 設置場所の特殊性のため、保安業務担当者が点検を行うことが困難な自家用電気工作物

(a) 点検時現場に設置されていない移動式機器等

(b) 点検時に著しい危険の伴う有毒ガス発生箇所、酸欠箇所等に設置された機器等

(c) 高所又は点検できない隠蔽場所に設置された配線及び機器等

(d) 業務上の都合等甲の事由で乙が立入りできない場所に設置された機器等

(e) 情報管理のため立入が制限される場所

(f) 衛生管理のため立入が制限される場所

(g) 機密管理のため立入が制限される場所

(ハ) 事業場外で使用されている可搬型機器である自家用電気工作物

(ニ) 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物

3) 使用機器及びそれに付随する配線器具等については、1)によるほか、甲が確認を行うものとする。

3 点検の頻度

1) 電気工作物を乙が定期的に行う点検の内容は別紙「自家用電気工作物の点検仕様書」によるものとし、点検の頻度は次のとおりとする。

(1) 月次点検 月1回(主として設備が運転中の状態において行う点検)

(2) 年次点検 年1回(主として停電により設備を停止状態にして行う点検)

(3) 臨時点検 必要の都度(事故、故障の状況において行う点検)

2) 工事期間中の点検の頻度は週1回以上とする。

4 連絡責任者等

- 1) 甲は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のために、乙と連絡する連絡責任者を定め、その氏名、連絡方法等を乙に通知するものとする。
- 2) 甲は、前項の連絡責任者に事故等がある場合に、その業務を代行させるため代務者を定め、その連絡方法等を乙に通知するものとする。
- 3) 甲は、前各項に変更が生じた場合は、乙に通知するものとする。
- 4) 甲は、原則として連絡責任者又は代務者を乙の行う保安管理業務に立会わせるものとする。
- 5) 甲は、需要設備の設備容量が 6,000kVA 以上の場合は、連絡責任者として第 1 種電気工事士又はそれと同等以上の資格を有する者をあてるものとする。

5 保安業務担当者の資格等

- 1) 乙は、電気工作物の保安業務担当者には、経済産業省告示第 2 4 9 号(平成 15 年 7 月 1 日)第 1 条の規定に適合する者をあてるものとする。
- 2) 保安業務担当者は、「委託契約の相手方が電気事業法施行規則第 5 2 条の 2 の要件に該当する証」を常に携帯し、甲の求めに応じ提示するものとする。
- 3) 乙は、この契約の履行について、甲の承認を受けないで業務の全部又は一部を第三者に委託して請け負わせてはならない。
- 4) 保安業務担当者は、病気その他やむを得ない場合は、他の保安業務担当者（以下「保安業務従事者」という）に、保安管理業務の一部を実施させることができるものとする。
- 5) 保安業務担当者及び保安業務従事者は、必要に応じ補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させることができるものとする。
- 6) 乙は、前各項で定める保安業務担当者(氏名及び生年月日並びに主任技術者免状の種類及び番号)及び乙の事業所への連絡方法を書面をもって甲に知らせ、甲は面接等により本人の確認を行うものとする。
なお、保安業務担当者の変更を行う必要が生じた場合にあっては同様とする。

6 甲・乙の協力及び義務

- 1) 甲は、乙の実施した保安管理業務の結果について、保安業務担当者から報告を受けその記録（当該業務を実施した保安業務担当者の氏名を含む。）を確認し保存するものとする。
- 2) 甲は、乙が報告・助言した事項又は乙と協議決定した事項については、速やかに必要な措置をとり、その結果を検収し記録を保存するものとする。
- 3) 乙は、保安管理業務を誠実にを行うものとする。

7 記録の保存

- 1) 乙が実施し報告した保安管理業務実施結果の記録等は、甲乙双方において 3 年間保存するものとする。

8 事業場への立入り

- 1) 乙は、保安管理業務のため甲の第 1 条に掲げる事業場に立入り、必要な業務を実施することができるものとし、甲はこれに協力するものとする。
- 2) 乙は保安管理業務に従事する資格を有する証を常に携帯し、甲に提示後業務を実施するものとする。ただし緊急の場合はこの限りでない。

9 その他

契約及び仕様書に定めのない事項については、甲乙の協議により定めることとする。